生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

（昭和34年5月6日　厚生省告示　第125号
改正　昭和48年　厚生省告示　第39号
改正　昭和58年　厚生省告示　第34号
改正　昭和59年　厚生省告示　第170号
改正　昭和63年　厚生省告示　第11号
改正　昭和63年　厚生省告示　第111号
改正　平成6年　厚生省告示　第311号
改正　平成7年　厚生省告示　第27号
改正　平成12年　厚生省告示　第212号
改正　平成12年　厚生省告示　第250号
改正　平成12年　厚生省告示　第465号
改正　平成14年　厚生労働省告示第129号
改正　平成14年　厚生労働省告示第324号
改正　平成18年　厚生労働省告示第589号
改正　平成20年　厚生労働省告示第171号
改正　平成27年　厚生労働省告示第195号
改正　平成28年　厚生労働省告示第156号）

生活保護法(昭和25年法律第144号)第52条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により，生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め，昭和34年1月1日から適用し，生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和25年8月厚生省告示第212号)は，昭和33年12月31日限り廃止する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

1　歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において，歯科材料として金を使用することは，行なわない。

2　国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち，保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養，患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。)につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。

3　前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は，国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。

4　前3項に定めるもののほか，結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和25年法律第144号)の基本原理及び原則に基づき，国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては，別に定めるところによる。

5　75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正11年法

律第 70 号)若しくは船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の規定による被保険者及び被扶養者，国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は，前各項に定めるもののほか，後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者，介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。)及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第 79 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。

6　指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり，かつ，国民健康保険法第 45 条第 3 項(同法第 52 条第 6 項，第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定めの契約当事者であるときは，当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第 19 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項に該当する場合にあっては現在地とし，同条第 3 項に該当する場合にあっては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は，当該定の例による。

7　指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に，診療報酬に関して協定を締結したときは，当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は，当該協定による。ただし，当該協定による診療報酬が健康保険法第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定め，同法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 86 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあっては，当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第 88 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め，同法第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

8　第 6 項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があっつたときは，第 6 項の規定は，これを適用しない。